

議案第 2 号

財産を無償で貸し付けること（鳥取県教育センター進入路）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 1 8 年 9 月 1 3 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市湖山町北五丁目 2 0 3 番 ほか 4 筆	1 , 6 0 2 . 7 9 平方メートル

2 相手方

鳥取市尚徳町 1 1 6 番地

鳥 取 市

3 貸付期間

平成 1 8 年 9 月 2 9 日から平成 2 3 年 9 月 2 8 日まで

4 理 由

県が設置した教育センターへの進入路について、市道として良好な管理を行うため、鳥取市に無償で貸し付けようとするものである。

